

有機フッ素化合物（PFAS）対策に関する要望書

2025 年（令和 7 年）3 月

福山市

農林水産大臣 江藤 拓 様

日頃から、福山市農林水産行政に対して御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

福山市では、国立保健医療科学院によって、2022 年（令和 4 年）6 月から 2023 年（令和 5 年）6 月に加茂川や高屋川などにおいて、有機フッ素化合物（PFAS）の調査が実施されました。そして、2025 年（令和 7 年）2 月 10 日に国立保健医療科学院から加茂川上流の深山川（みやまがわ）で、PFAS の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の暫定指針値（1 リットルあたり 50 ナノグラム）を超過する値が確認された旨の報告がありました。

これを受けた福山市では、速やかに事態を公表するとともに、暫定指針値の超過地点に係る河川や飲用井戸及び沢水等の PFOS・PFOA の調査、地元住民説明会による情報提供等を行っています。井戸水や沢水等を飲用されている方で、希望される方には、健康相談を行っており、今後、健康調査（血液検査など）を行うこととしています。

また、国立保健医療科学院の調査では、ペルフルオロブタンスルホン酸（PFBS）についても、世界保健機関（WHO）の暫定ガイドライン値案（1 リットルあたり総 PFAS が 500 ナノグラム）を大きく超過する値が確認された旨の報告がありました。

しかしながら、土壌や農業用水等から PFOS 及び PFOA 並びに PFBS が検出された場合の農畜産物等への影響や健康への影響に対する十分な知見が示されていないこともあり、超過地点周辺の農業者や畜産業者から多くの不安の声を聞いています。また、現時点ではどの程度まで影響が広がっているのか判明しておらず、農畜産物等に対する風評被害についても大いに心配しているところです。

ついては、農業者や畜産業者のために、一日も早い原因究明と健康や生活に対する不安の解消が必要であることから、福山市は、国において、次の措置を講じることを強く要望します。

1 農畜産物等に関する情報提供について

農業者や畜産業者のためには、農畜産物等に対する不安の解消及び風評被害防止の観点から、住民及び地方公共団体に対して、早急に PFOS 及び PFOA 並びに PFBS による農畜産物等への影響について、知見を速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

2 土壌や農業用水等からの除去等の対策に係る技術的支援

土壌や農業用水等から PFOS 及び PFOA が検出される場合の効果的な除去方法等の技術を確立すること。また、地方自治体へ、その技術的支援を行うこと。

3 農畜産物等の被害等に対する財政的支援について

PFOS 及び PFOA についての除去技術の導入に係る費用や、暫定的に地方自治体が独自に行う費用、農畜産物等の被害や風評被害が生じた場合にかかる補償費用等について、財政的支援を行うこと。

4 PFBS に関する情報提供について

暫定指針値等が示されていない PFBS についても、農畜産物等への影響に関する情報を提供すること。

2025 年（令和 7 年）3 月 3 日

福山市長

